

シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金交付要綱

令和4年3月28日決裁

(目的)

- 第1条 県は、シャインと輝く果樹産地育成事業実施要領（令和4年3月28日農林部長決裁）に基づき、農業経営体の組織する団体の別表1の1に掲げるもの（以下「間接補助事業者」という。）に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費につき当該市町村に対し、又は市町村の区域を越えて広域的な取組を行う者等別表1の2の欄に掲げるものが実施するシャインと輝く果樹産地育成事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき当該事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助率等)

第2条 事業の補助率及び重要な変更は別表2に定めるところによる。

なお、支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第7条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後に、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期

間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

- 第13条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所管する市町村の長を経由して提出することとする。
- ただし、別表1の2の欄に掲げるものは、市町村を経由せずに知事に提出できるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年9月30日一部改正

別表 1

1	2
農業経営体の組織する団体	1 の欄に掲げる者のうち、知事への協議を経て必要と認められた者

別表 2

補助率	重要な変更
当該補助事業費又は間接補助事業費の 1 / 2 以内	<ol style="list-style-type: none">1 事業の中止又は廃止2 事業実施主体の変更3 事業費の 30% を超える増減

様式第1号（第3条関係）

年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金交付申請書

文書番号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市（町・村）長
所在地
事業実施主体名
代表者氏名

年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 補助事業の目的

3 補助事業の内容と負担区分

補助対象施設を 整備する者の 氏名	事業の内容		事業費 (円)	負担区分			備 考
	施設の種類	事業量 (㎡)		県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	
合 計							

(注) 備考欄には、事業実施主体ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額 (円)	前年度 予算額 (円)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村 補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額 (円)	前年度 予算額 (円)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村 補助金					
その他					
計					

7 添付資料

- (1) 間接補助金として支出する市町村は、市町村の補助金交付に関する規定、要綱等（実績報告書にあっては、省略する。）
- (2) 実施設計書又は見積書の写し（実績報告書にあっては、出来高設計書又は納品書の写し）
- (3) 実績報告書にあっては、財産管理台帳
- (4) その他特に知事が必要と認めるもの（実績報告書にあっては、当該事業で作成した資料、機械及び施設等の写真など）

年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金交付決定通知書

文書番号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け文書番号で申請のあった 年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の記2の補助事業の目的及び記3の補助事業の内容に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

精算払又は概算払とする。

4 経費の配分

経費の配分については、申請書の記4の経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に従わなければならない。

6 条件

- 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 補助事業者は、交付要綱別表2の欄に掲げる重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営

されるように指導しなければならない。

- (6) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式の財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第11条で規定する期間整備保管しなければならない。

- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業者は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (11) 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、（1）から（11）までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。
- (13) 補助事業者は、（12）において準じる（10）により、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- (14) 補助事業者は、（12）において準じる（11）により、間接補助事業者からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書

文書番号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市(町・村)名
所在地
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け文書番号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金について、下記のとおり変更(中止・廃止)の承認を受けたいので申請します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 補助金額が増額する場合は、件名を「 年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更(中止・廃止)の承認を受けたいので申請する。」を「下記のとおり変更の承認及び補助金〇〇〇円の追加交付を受けたいので申請する。」とすること。

様式第4号（第9条関係）

年度シャインと輝く果樹産地育成事業実績報告書

文書番号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市（町・村）名
〔 所在地
事業実施主体名
代表者氏名 〕

年 月 日付け文書番号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度シャインと輝く果樹産地育成事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注） 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「補助事業の目的」を「補助事業の成果」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、「収支予算」を「収支決算」に、「本年度予算額」は「本年度精算額」に、「前年度予算額」を「本年度予算額」に書き換えるものとする。

軽微な変更があった場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

様式第5号（第10条関係）

年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金交付額確定通知書

文書番号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け文書番号で補助金の交付決定の通知をした 年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金については、年 月 日付け文書番号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名		事業実施年度	年度	補助金名： シャインと輝く果樹産地育成事業										
No	事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	補助対象施設を整備する者の氏名	施設の種類	事業量 (単位：㎡)	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位：円)	負担区分（単位：円）			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							県費	市町村費	その他					
	合計					0	0	0	0					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(参考様式)

文書番号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市(町・村)長
所在地
事業実施主体名
代表者氏名

年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け文書番号で交付決定通知のあった 年度シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金について、概算払を受けたいので下記のとおり請求します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 完了予定年月日
- 3 補助金請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額		今回請求額		残額
		金額	出来高	金額	出来高	
シャインと輝く果樹産地育成事業	円	円	%	円	%	円

※市町村の区域を越えて活動する者等交付要綱別表1の2の欄に掲げる者の場合は以下も記載

債権者名	
住所	
金融機関名	
口座の種類及び口座番号	
口座名義人(カタカナ)	

※精算払で使用する場合は「概算払」は「精算払」に、「完了予定年月日」は「完了年月日」とする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

―― 以下(5)(6)の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する ―――

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____